

造 林 事 業 契 約 書（ 案 ）

- 1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所
ただし、作業種別又は箇所別の請負予定数量は、別紙1「請負事業内訳書」のとおり

事業名	請負物件	契約面積 (ha)	請負 予定数量 (m3)	請負 予定 単価	請負予定金額	事業 場所	生産完了 検査場所
森林環境保 全整備事業 (仁鮎小掛 山外9国有林 I)	保育間伐活用型	84.72	7,466		円也 (うち取引に係る消費税及び地方 消費税額 円也)	仁鮎小掛山外 9 国有林 1 ろ 1 林小班外	仁鮎小掛山外 9 国有林 1 ろ 1 林小班外
	誘導伐	7.82	2,612				
	育成受光伐	0.20	23				
	地拵・植付	(7.82)					
	計	92.74	10,101				

2 事業期間

自 令和 年 月 日（契約締結日の翌日）
至 令和 8 年 1 月 16 日

- 3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
×	公用工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第 1 項
×	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	月 1 回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

4 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日
なし				

- 5 技術提案事項の履行確保
別紙2のとおり
- 6 特約事項
別紙3のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約及び令和〇年〇月〇日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款および造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 秋田県能代市御指南町3番45号
 分任支出負担行為担当官
 米代西部森林管理署長

請負者

請負事業内訳書

No.1

林小班	伐区	材種	作業工程	予定数量 (m ³)	備考
1ろ1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	68	
1と1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	115	
1ち		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	1,504	
1ち1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	274	
1る		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	137	
3い		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	152	
3は		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	841	
3ほ		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	272	
3と		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	197	
3ち		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	451	
3り1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	23	
4い		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	356	
4ろ		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	418	
4は		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	1,965	
4に		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	76	
4ち		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	43	
4ち1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	31	
6ほ1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	156	
6ほ2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	45	
7に		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	1,373	
17い		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	1,604	
計				10,101	

請負事業内訳書

No.2

林小班	作業種	作業手段	植付時期	面積 (ha)	備考
1と1	地拵 植付	機械 人力	令和7年9月1日 ~ 令和7年10月31日	地拵 0.32 ha 植付 0.32 ha	スギコンテナ 650 本
1ち	地拵 植付	機械 人力	令和7年9月1日 ~ 令和7年10月31日	地拵 4.51 ha 植付 4.51 ha	スギコンテナ 9,050 本
3い	地拵 植付	機械 人力	令和7年9月1日 ~ 令和7年10月31日	地拵 0.66 ha 植付 0.66 ha	スギコンテナ 1,350 本
3は	地拵 植付	機械 人力	令和7年9月1日 ~ 令和7年10月31日	地拵 2.33 ha 植付 2.33 ha	スギコンテナ 4,700 本
計				地拵 7.82 ha 植付 7.82 ha	15,750 本

別紙2

技術提案事項の履行確保

請負者は、令和 年 月 日 付けで提出のあった技術提案書で提示した技術等については、次のとおり評価された項目の内容について履行を確保するものとする。

項 目	評価	内 容
事業計画の工程管理		事業計画の工程管理及び工程管理に係わる工夫・提案
事業計画・実施に係わる提案		事業計画上の考慮事項に係わる工夫・提案
		自然環境への配慮、生産性向上に係わる工夫・提案
		品質管理に係わる工夫・提案
		安全対策に係わる工夫・提案
一貫作業における効率化の工夫		造林経費削減の提案
		造林作業の省力・省略化の提案
		確実な更新と保育経費削減の提案

別紙3

特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

A S F は、A S F ウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

A S F 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第20条により対応する。